

議案第 12 号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 3 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の部大田原市新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会の項を削る。

同表市長の部中

「

大田原市介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体	介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けた事業主体間の情報共有及び連携強化等に関する事務
大田原市地域包括支援センター事業調整会議	包括的ケアの総合調整、センターの事業計画、実施上の諸問題等に関する事務
大田原市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営等に関する事務

」

を

「

大田原市生活支援体制整備事業に係る協議体	生活支援体制整備事業に係る事業主体間の情報共有及び連携強化等に関する事務
大田原市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営等に関する事務
大田原市認知症初期集中支援チーム検討委員会	大田原市認知症初期集中支援チームの活動状況の検討等に関する事務

」

に改める。

同表教育委員会の部中大田原市立小中学校教科用図書採択協議会の項を次のように改める。

大田原市立小中学校教科用図書選定委員会	教科用図書の選定に係る調査及び検討に関する事務
---------------------	-------------------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。